

資料提供
(県政)

県全域における盛土規制の開始について

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称：盛土規制法)に基づき、滋賀県では、中核市である大津市と連携して、令和7年4月1日に県内全域*を規制区域(2頁目参照)に指定します。※大津市の区域指定は大津市が行う。

区域指定により盛土規制が開始し、県内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、知事の許可等が必要になります。

1 規制対象規模

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	
土石の堆積	一時的な	⑥最大時に堆積する高さがかつ面積が 300m²超 となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 となるもの(高さ30cmを超えて堆積した土石に限る)	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
土石の堆積	一時的な	⑥最大時に堆積する高さがかつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(高さ30cmを超えて堆積した土石に限る)	

2 規制開始日

令和7年4月1日(火曜日)

3 規制区域

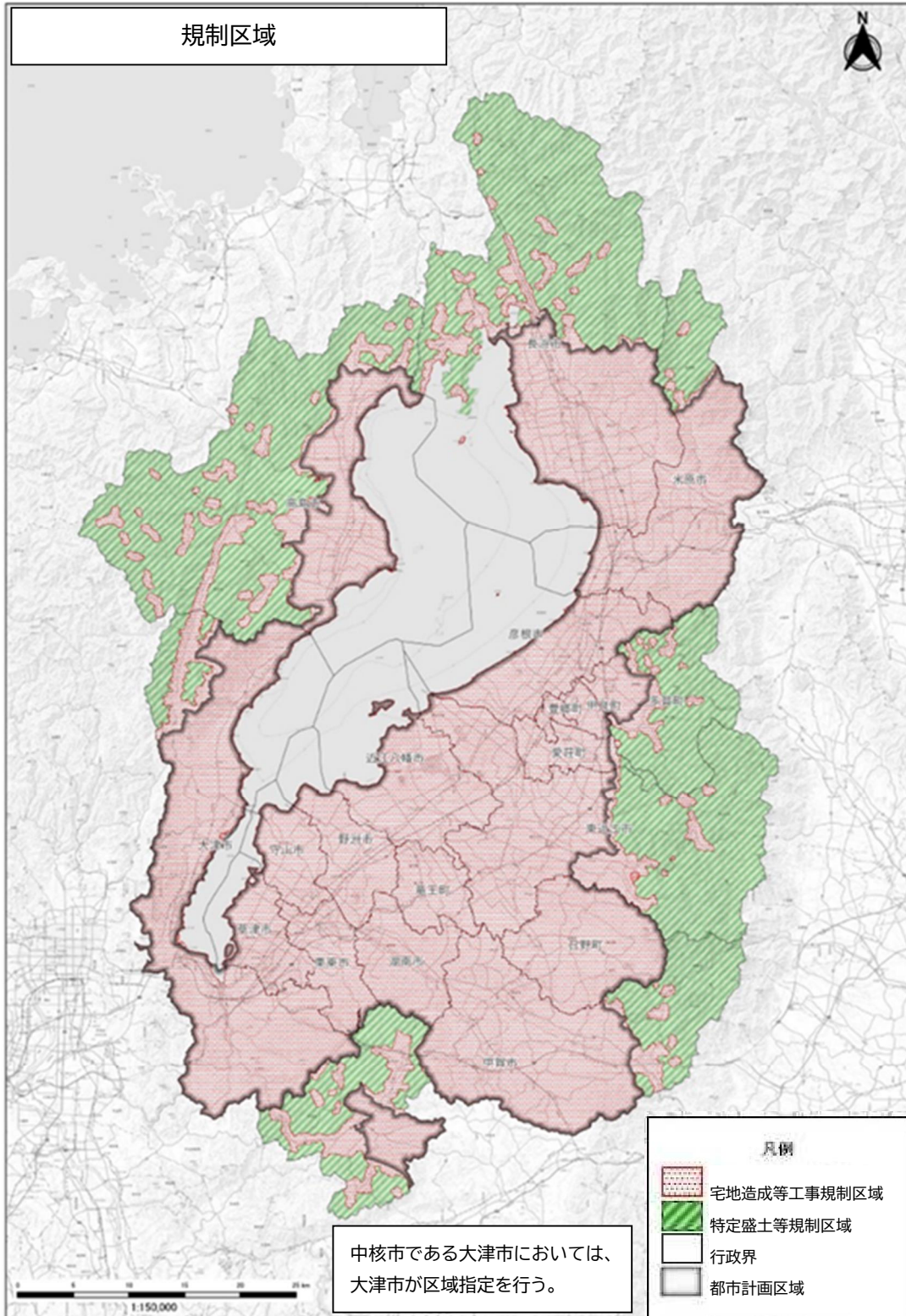
規制区域には、宅地造成等工事規制区域と特定盛土規制区域の2種類がある。

①宅地造成等工事規制区域

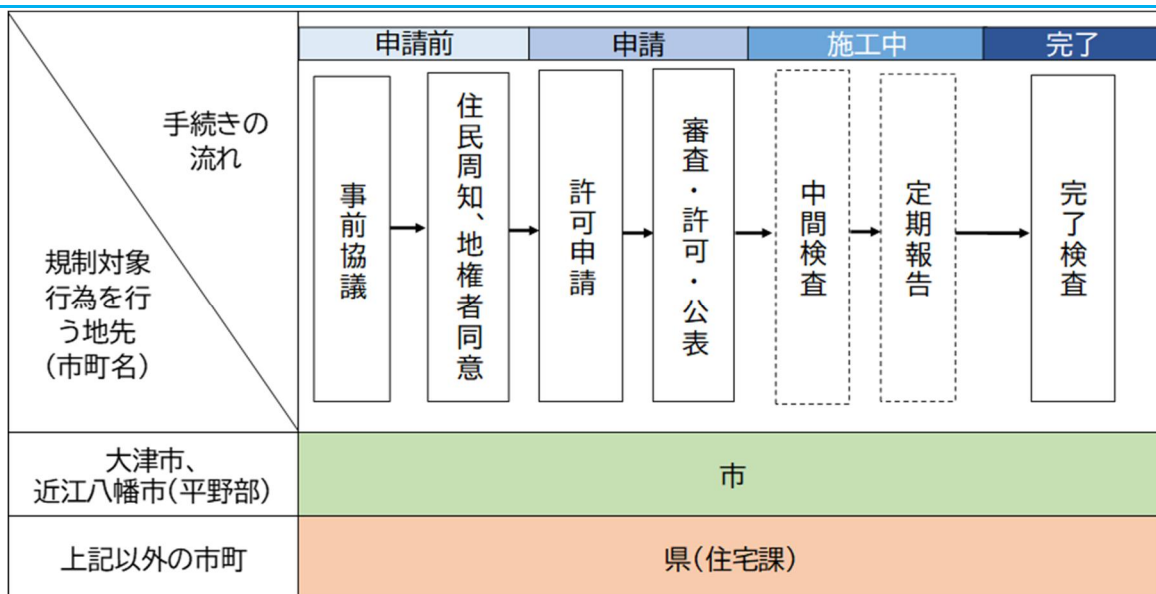
都市計画区域内および都市計画区域外の集落を、市町の意見を踏まえて設定

②特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを設定



4 申請窓口と手続きの流れ



※ なお、都市計画法に基づく開発許可を得た場合は、盛土規制法の「みなし許可」が適用されるが、中間検査と定期報告を県市のどちらが対応するか、市によって異なる。

■詳細はホームページでご確認ください。

滋賀県 盛土規制法

検索

